第16号様式（第14条関係）

旭市指令第231号

一般廃棄物処理業等許可証

住　　所　　匝瑳市椿2211-1
氏　　名　　有限会社エーエムティー
　　取締役　信太　裕介
　　電話番号　0479-74-8825

令和8年2月16日付けで申請があった一般廃棄物収集・運搬業については、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条の規定により、次のとおり許可します。

令和8年3月16日

旭市長　　米本弥一郎

1. 許可番号　　旭市第6号
2. 許可期間　　自　令和8年4月1日から
　　至　令和10年3月31日まで
3. 営業の区域　　旭　　市
4. 取扱廃棄物の種類　　一般廃棄物
5. 業務内容　　一般廃棄物の収集・運搬
6. 許可条件

(1)　一般廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車（以下「運搬車」という。）に原則として1台につき2名以上の乗務員を配置すること。

(2) 収集した一般廃棄物は、市長が指定した場所に搬入し、1か月ごとに一般廃棄物収集運搬実績表(第13号様式)を提出すること。

(3)　運搬車を一般廃棄物の収集運搬の用途に供するほか、他の用途に供してはならない。

(4)　市長の指示に従い運搬車の標識及び表示を掲示すること。

(5)　運搬車は、常に整備及び点検をし、良好で清潔な状態を保つように努めること。

(6)　許可を受けた業務を他人に委託又は代行させてはならない。

(7)　その他業務の遂行にあたっては、市長の指示に従うこと。